

岩手県選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により、不在者投票ができる病院等を次のとおり指定した。

平成31年3月26日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

種 別	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	特別養護老人ホームおうしゅく	岩手郡雫石町鶯宿第9地割67番地1	平成31年3月20日